

令和8年第1回那須烏山市議会1月臨時会（第1日）

令和8年1月27日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時52分

◎出席議員（13名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

11番 田島信二

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	黒尾明美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は13名です。

11番田島信二議員から欠席の通知がございました。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回那須烏山市議会1月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係職員の出席を求めていますので、御了解を願います。

次に、本日の臨時会に当たり、今朝ほど、議会運営委員会を開きまして、会期及び日程を編成いたしましたので、委員会が決定したとおり御協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

16番 平塚英教議員

1番 高木洋一議員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）

○議長（中山五男） 日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）を1月23日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1,663万6,000円増額し、補正後の予算総額を132億2,582万2,000円とするものであります。

補正予算の内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費の衆議院議員選挙費につきましては、第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日に執行されることに伴い、必要な予算を調整したものであります。

次に、歳入であります。

県支出金につきましては、衆議院議員選挙費委託金の計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第4 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給が引き上げられることに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引上げを行うための所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.05月引き上げ、年間3.45月から3.5月にするものでございます。この0.05月分の引上げにつきましては、令和7年分は、12月において0.05月分を加算し、1.775月分を支給することとする改正をするものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、令和8年度以降は6月分と12月分をそれぞれ1.75月にするものでございます。これが第2条の改正になります。

続いて、2ページ目を御覧ください。

附則は改正に伴う施行期日や適用日等を定めたものとなります。

なお、既に支給された期末手当等については、改正後の条例による期末手当の内払いとし、その差額のみを支給するものであります。

本改正に伴い、議員の皆様も連動して同様に引き上げることを申し添えておきます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ただいまの説明で大体分かったんですけども、総額的には、市長、副市長、教育長、議員、この総額ではどれだけ上がるのかという説明をお願いします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、市長、副市長、教育長、こちらにつきましては47万円増額という形になります。議員の皆様につきましては、約22万5,000円の増額ということになります。

なお、市長、副市長、教育長の分につきましては、この後審議をいただきますが、一般会計補正予算、こちらの特別職の給与費明細書、そちらの中にも記載をしてございますので、参考にお伝えさせていただきます。

以上となります。

○議長（中山五男） そのほか質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第8号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 次の議案に入ります。

日程第5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。
市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年8月の人事院勧告に準じ、国家公務員と同様に、本市職員の初任給及び給与月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるなど、関係条例の所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目御覧いただければと思います。

まず、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。今年度の人事院勧告により、自動車等使用者に対する通勤手当につきまして、現行の片道10キロメートル以上の区分で200円から7,100円、この幅の中で引上げを行うものでございます。

次に、日直手当につきまして、勤務1回にかかる支給額を300円引き上げまして、4,700円にするものでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

期末勤勉手当の支給月数が0.05月分引き上げられ、年間4.6月から4.65月に変更になり、その引上げにつきましては、12月の期末勤勉手当でそれぞれ0.025月ずつ措置することとなったことに伴い、改正をさせていただくものでございます。

続きまして、3ページから8ページにかけましては、行政職給料表の改正でございます。これは民間給与との格差3.62%を埋めるため、職員の初任給及び給料月額を引き上げるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

第2条は、まず、通勤手当について、令和8年4月から6万6,400円を上限とし、規則

で定める使用距離区分に応じて支給するよう改正をするものでございます。

また、10ページに記載がございますが、駐車場等利用者に対して1か月当たり5,000円を上限とし、駐車料金を加算して通勤手当を支給するものでございます。

次に、11ページ目を御覧ください。

期末勤勉手当については、6月期と12月期をそれぞれ同じ支給月数で均等にし、支給するための変更でございます。

続いて、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

まず初めに、高度な専門的知識・経験を有する者として任用される特定任期付職員についてでございます。給料月額が引き上げられ、また、期末勤勉手当の支給月数を年3.70月に引き上げるため、12月期の支給分に0.025月分上乘せし、対処するものでございます。

続いて、12ページ目を御覧ください。

専門的一般任期付職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げるものでございます。具体的には、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正により、職員の給料月額が引き上がることに伴い、職員給与条例を参酌している一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額も引き上がるものでございます。

続きまして、13ページ目を御覧ください。

第4条は、令和8年度において、期末手当の6月期と12月期をそれぞれ同じ支給月数で均等にし、支給するための変更でございます。

続いて、第5条は診療所医師の医療職給料表の改正でございます。これは行政職給料表における給料月額の引上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

続きまして、18ページ目を御覧ください。

第6条は、第2条、那須烏山市職員給与条例の一部改正に伴い、引用先を改正するものでございます。

最後になりますが、附則でございます。

まず、施行期日等ということで、本条例は原則として公布の日から施行し、速やかに引上げ分の支給処理を行うものでございます。ただし、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給月数等について定める第2条、第4条及び第6条につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、第3条、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正及び第5条、那須烏山市診療所医

師の給与の特例に関する条例の一部改正のうち、給料月額、通勤手当、日直手当の改正については、令和7年4月1日に遡り適用するものでございます。

第3条では、既に本年4月から支給された給与については、先ほど御説明した令和7年4月1日に遡り適用された給与の内払いとして処理し、その差額のみを支給することとした取扱いを規定したものでございます。

続いて、第4条は今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものでございます。

第5条は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則第6条の経過措置について、文言整理により改正をするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 今の説明で職員の、多分、ちょっと聞き間違いではないと思うんですが、駐車料金を5,000円補助ということを言われました、今。現在は上限幾らになっているのか。それと、対象者は何名いるのか。そして、金額がどれぐらいの差額が出るのか。分かればお願いします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

駐車料金に対しての規定につきましては、現在ございません。規定自体が存在していないということになります。

また、そういった有料駐車場を使って通勤している職員は現在おりません。

以上となります。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 駐車料金に関しては、職員は、例えば、有料駐車場、今のお話ですと、今までも有料駐車場を使ったとしても、その補助はなかったということで確認なんです、そういうことだということですかね。今後は有料駐車場を使った場合は5,000円を上限として補助しますということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 説明で大体中身は分かったんですが、総額ではこの改正によってどのぐらい増額になるのか説明をお願いします。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

一般会計から下水道事業会計までの全会計において約2,800万円の増額となります。内訳としましては、正職員分約2,200万円、会計年度任用職員分約600万円となります。

なお、こちらこの後御審議いただきますけれども、一般会計から下水道事業会計までの各補正予算書の中に給与費明細書が記載ありますので、それらを基に合計した金額を今お伝えさせていただきました。

以上でございます。

○16番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第9号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次の議案に入ります。

日程第6 議案第1号から日程第11 議案第6号までの令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について、令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、令和7年

度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）についての6議案については、いずれも令和7年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

◎日程第 6 議案第 1 号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について

◎日程第 7 議案第 2 号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第 8 議案第 3 号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第 9 議案第 4 号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第 10 議案第 5 号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

◎日程第 11 議案第 6 号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（中山五男） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

本案は、令和7年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億5,617万6,000円増額し、予算総額を133億8,199万8,000円とするものであります。

今回は、国において12月に成立した補正予算であります物価高騰対応重点支援地方交付金

を活用した食料品等の価格高騰に対する支援とし、市民1人当たり5,000円の商品券を配付する事業費の計上及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費等の増額に必要な予算を編成したものであります。

主な内容を説明いたします。

まずは歳出であります。

商工費の食料品等物価高騰支援事業費につきましては、基準日において住民登録のある市民に1人当たり5,000円の商品券を配付する事業費の計上であります。食料品等の物価高騰の影響を受けている市民への支援をできるだけ早期に実施するとともに、地域経済の活性化を図るため、お米券の配付は行わずに市内で使用できる商品券を配付するものであります。

なお、重点支援地方交付金の商品券以外の活用につきましては、当初予算において、児童生徒の学校給食費の無償化及び水道基本料金の減免など、生活者支援や農林水産業における事業者支援などを検討しているところであります。

そのほか補正額につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費等及び会計年度任用職員人件費の増額であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、食料品等物価高騰支援事業に係る重点支援地方交付金の計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出をそれぞれ20万円増額し、補正後の予算総額を32億5,544万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費の増額であります。

なお、財源については、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出をそれぞれ130万8,000円増額し、補正後の予算総額を5,878万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う一般職員人件費等の増額であります。

なお、財源につきましては、運営基金繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ20万7,000円増額し、補正後の予算総額を5,230万7,000円とするものであります。

内容につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う会計年度任用職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ32万7,000円増額し、補正後の予算総額を28億961万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う会計年度任用職員人件費の増額であります。

なお、財源につきましては一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的支出を26万7,000円増額し、補正後の予算総額を5億8,054万7,000円とするものであります。

内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費の増額であります。

最後に、議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を43万3,000円増額し、補正後の予算総額を3億3,260万8,000円とするものであります。

内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費の増額であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 市民全員に商品券5,000円分を配付するというところでございますが、一つ、対象者数は何名になるのか。

また、使用できる範囲というのは市内に限るとのような説明だったと思われませんが、それと、その使用するに当たって、その対象を店で選ぶのか、それとも商品で選ぶのか、食料品なのか、衣服とかいろいろありますけど、また言う、工業製品みたいなのもあると思うんですが、どの辺まで対象として扱えるのか、その辺をお願いしたい。

もう一つ、これを市民全員に配付するというごさいますが、その配付する方法というのはどのようにするのか、その辺よろしくお願ひします。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） ただいまの質問3点あったと思います。そちらについてお答えさせていただきます。

まず、対象者数についてですが、我々としましては約2万3,000人と想定しております。使用できる範囲についてでございますが、こちら市内のお店で使えるように考えてございまして、それは商品を限定するわけではなく、そのお店で売っているもの等であれば使えることになるかと考えてございます。

配付の方法につきましては、今後調整させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中山五男） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 全市民ということですので、例えば、郵送になった場合、それを確認できなかった市民とかも出てくるかもしれませんので、誰1人取り残されないような配付の仕方をぜひ御希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 3点ほど質問させていただきます。

まず、17ページの、認定こども園費のなすからこども園運営費119万円の内訳を教えてください。

それと、先ほども話が出ましたが、食料品等物価高騰支援事業費、こちら、全市民に5,000円の商品券を配付すると先ほども御説明がありましたが、近隣自治体、同規模の自治体とか、そういったところと比べてもちょっと少ないところがあったりとか、いろいろあって、市長も先ほど給食費の補助とか何かそういったこともおっしゃっていたんですけども、そういった、言うなれば、よく言われる自治体間格差的な、そういうところに関して市民に対してどういうふうに御説明をされていくのか、単純に金額じゃないのであれば、そういったところをどういうふうにお考えなのか教えてください。

それと21ページの文化財保護費、調査費、こちらの内訳について教えてください。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうからは議案書17ページ、なすからこども園運営費119万円の内容について御説明申し上げます。

これは人事院勧告に伴います会計年度任用職員に係る経費の増額ということで、なすからこども園の会計年度任用職員17名分の増額となっております。

以上です。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 商品券の5,000円分についての、自治体間での格差についてどう考えるかということでございましたが、我々今回5,000円の金額設定をする際には県内の市町の動向を研究させていただきまして、おおむね5,000円のところが多いところがありまして、そういった面では他の市町と比べて特別低かったりとか、そういうことはないと思っております。

また、交付金の使い道につきましても、この商品券だけでなく、ほかの事業もいろいろあると思いますので、そういったところの中で今回1人当たり5,000円というのを我々は判断させていただきました。

以上です。

○議長（中山五男） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） それでは、お答えいたします。文化財保護費のほうにつきましては、文化財グループに所属している会計年度任用職員1人のものとなります。調査費のほうは、今、向田の作業員3人、あと、烏山城の発掘調査をやっております3人、計6名の増額分になります。

以上です。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 補正予算何点か質問したいと思います。

まず、一般会計のページ16から17ページの歳出なんですが、児童福祉総務費の中の児童虐待防止対策費というのが14万5,000円載っていますが、これの内容について説明をお願いいたします。

その下の子育て世代包括支援センター事業総務費、これは母子保健費の中のものでございますが、子育て世代包括支援センター事業総務費20万7,000円、これについても内容の説明をお願いいたします。

また、その下にあるんですが、健康増進費の中の健康教育指導事業費というのが3万

2,000円載っております。これの中身について説明をお願いいたします。

次に、介護保険の関係でございますが、14ページから15ページの歳出のこの認定調査等費32万7,000円というのがあるんですけども、これは内容はどういうものなのか、説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうから議案書17ページにかかります御質問の内容についてお答えいたします。

まず、児童虐待防止対策費14万5,000円でございますが、これは人事院勧告に伴います会計年度任用職員、家庭相談員が会計年度任用職員でありますので、1名分にかかる経費の増額となっております。それと子育て世代包括支援センター事業総務費、これも人事院勧告に伴います会計年度任用職員2名分に係る経費の増額となっております。

以上です。

○議長（中山五男） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、健康福祉課に係るもの2点、御説明申し上げます。

まず、一般会計のほうの健康増進費の中の報酬、健康教育指導事業費でございますが、こちらは結果説明会等に従事しています会計年度任用職員の人件費になっております。

もう一点、介護保険特別会計でございますが、認定調査費、こちらにつきましても介護保険のほうの認定調査のほうを実施します会計年度任用職員の人件費になってございます。3名分でございます。

以上です。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 19ページ、委託料ということで1億3,000万円、これが商品券になると、こういうあんばいだと思います。委託料ということは、入札でもかけてどこかへ委託するのか、その辺、中身を教えていただきたいのと、今2万3,000人だよということで、これは単純に5,000円を掛けると、差額が1,500万円ぐらい出るんでしょうかね。その1,500万円は当然商品券の印刷代とか、そういうのになると思うんですが、配付方法はこれから検討するんだという話もありましたが、商品券ってお金と同じですから、普通の郵送みたいのにもいかないでしょうし、そこら辺、まさかどうするかこれから考えんだという話で予算を組むということはある得ないと思うんですね。だから、何らかの形でこういうものが想定されるから、幾らなんだ、そういうところで委託なんだと、こういうふうになるのかなというふうに思われるんですけど、その辺の内容と、あと、商品券というのは幾らで、500円な

のか、1,000円なのか、お釣りをくれるのかどうなのか、その辺のところも説明いただければというふうに思います。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今回委託料ということで予算計上させていただきました。こちらにつきましては商工会への委託を我々は考えてございます。

それと、1億3,000万円という予算額に対しまして、先ほど議員おっしゃられたとおり、1人当たり5,000円で2万3,000人ですと1億1,500万円、その差額ということでございますが、こちらの差額をもちまして、商品券の印刷、あるいは商品券の配送、換金あるいは周知にかかるお金、そういったものを考えてございます。

あと券種ですとか、その券の使い方がございましたが、こちらについては、今後というか、現在調整中でございます。ただ、商品券でございますので、なかなかお釣りというのは難しいかもしれませんが、券種については、今後調整いたします。

以上でございます。

○議長（中山五男） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 家庭ごとに、例えば、私のところでは4人いるんですけども、4人分を一つにまとめて送ると、こういうふうになるのかなと思うんですが、先ほども言ったように、現金と同じだというふうになると、1万世帯ぐらいあるんでしょうかね、今。1万世帯ぐらいあって、その費用は、現金書留なのか何か分かりませんが、どういって送って、現金書留で送るとすれば、幾らなんだというところぐらいはまさか出ているのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 配送につきましては、商品券を配送するとなると、やはり金券の配送ということになりますので、そちらが配送できる手段を選ばなければいけません。そういったものにつきましては、現在、金額等を含めて大体の協議というか、検討を、研究をしているところでございます。最終的にその中でどれを選ぶかということが今後の調整になっていきますが、そういったことを含めまして、きちんと配送できるように検討してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中山五男） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず、どんな配送の方法があるんだと、その配送の方法だと幾らになるんだというところを示してください。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 現在、我々がその配送にかかる経費、実際に配送に直接にかかる経費としまして考えてございますのは、約680万円ほどかかるかなという想定でございます。この配送にかかる経費でございますが、議員おっしゃられたとおり、約1万300件ほどかかる、まず、件数としてはかかるかなと、我々は予算計上で考えてございます。

それに対する単価につきましては、602円ほどかかるかなと思っております。1通当たり602円。それが予算を計上するときの我々の算定としてございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） それは郵便局、現金書留ですか。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） こちらは現金書留ではないんですが、そういった金券等を発送できるものがございますので、そういったところを使った場合にはこの金額がかかるというところでございます。

以上です。

○12番（渋谷由放） はい、了解しました。

○議長（中山五男） よろしいですか。はい。

そのほか質問ありませんか。

2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） さらに商品券のことについて。これは市民の方にいつ頃届いて、いつから使える方向なのか、教えてください。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 4月中にはお配りしたいと、お届けできるようにしたいと考えてございます。お届けできれば、そこから使えるようにと考えてございます。ちなみに、こちらの使用期限につきましてはおおむね3か月程度を持ちたいと思っております、7月いっぱいまで使えるようにしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中山五男） よろしいですね。はい。

そのほか質問ございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 商品券関係なんですけども、前もそういう事業を商工会に委託をしてやった記憶があるんですが、その際に商品券が店舗から店舗にぐるぐるぐるぐる回って、ど

こか大型店に集約されるみたいな感じで使われたことがあるんですが、そういうのはしようがないというふうに見たほうがいいんですかね。どうなんでしょうかね。金券だから、お金の代わりに、その店舗がほかへ買物に行くときにそれを使う。

○議長（中山五男） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 基本こういった商品券につきましては、お店からお店へ、そういったつながっていくというんですか、回されるというのはないことを想定しております。以上です。

○16番（平塚英教） 本当かな。分かりました。

○議長（中山五男） よろしいですね。はい。

ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第5号 令和7年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第6号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（中山五男） 以上で、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございます。

以上をもちまして、令和8年第1回那須烏山市議会1月臨時会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

〔午前10時52分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年3月13日

議 長 中 山 五 男

署 名 議 員 平 塚 英 教

署 名 議 員 高 木 洋 一